

農林水産省  
 〇経済産業省告示第一号  
 環境省  
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条  
 第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する  
 同条第二項の規定に基づき、公示する。  
 令和六年四月二日

農林水産大臣 坂本 哲志  
 経済産業大臣 齋藤 健  
 環境大臣 伊藤信太郎

一 名称 大川食品工業株式会社  
 二 住所 大阪府大阪市港区南市岡三丁目五番二十一号

三 当該認定を取り消した特定容器の種類			二 名称			一 住所		
素材	ガラス	色	容量	重量	用途	形状	名称	住所
色	緑色	リットル	四〇五グラム	炭酸飲料用	厚生省農林水産省告示第四号	図第三十一のとおり	森永乳業株式会社	東京都港区芝五丁目三十三番一号
容量	一七〇ミリ	重量	四〇五グラム	用途	形状	図第三十一のとおり	興真乳業株式会社	東京都文京区向丘二丁目一番十五号
重量	二四四グラム	用途	牛乳・乳製品・飲料・菌用	形状	図第一のとおり	図第一のとおり		
用途	牛乳用	形状	農林水産省告示第一号					